

新型コロナウイルス感染症防止対策

令和4年5月1日
福井市湊小学校

本校では「学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（福井市教育委員会 R3.12.10改訂）」に留意し、以下のような感染防止対策をとっていきます。保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

1 感染源と感染経路を絶つために

- 発熱や風邪の症状（咳、鼻水、のど痛、頭痛等）が見られる場合には、登校せずに、ご家庭で休養してください。（この場合は、欠席ではなく「出席停止」となります。）
- 毎朝、登校前に自宅で検温し、「健康観察表」に記入して持たせてください。県内の感染状況によっては、同居家族の方に風邪の症状が見られる場合も、登校せずに、ご家庭で休養していただく場合がありますので、家族の健康状態についても必ずご記入ください。その際、保護者のサインも忘れずに記入をお願いします。
- 登校後、戸外に出た後、体育の授業後、給食前、掃除の後等の手洗いを徹底します。
- 教室は休み時間ごとに換気します。可能な場合は、常時換気します。
- 咳エチケット（マスク着用）を徹底します。
- ドアノブやスイッチ、手すり等多くの人の手が触れる箇所は、毎日消毒します。

2 集団感染のリスクに対して

密閉、密集、密接の3つの密を回避するために、以下のような対策をとります。

(1) 登下校について

- 登下校時も、基本的にマスクを着用しますが、息苦しいときや暑いときは外してもかまいません。ただし、マスクを外したときにはしゃべらずに歩くよう指導します。
- 登校時は、児童玄関で教員が指導し、密を回避してスムーズに校舎内に入れるように誘導します。
- 下校時は、学年毎に少しずつ時間をずらして下校します。

(2) 全校朝礼や集会活動について

- 体育館に全校児童が集まるような活動は見合わせ、校内放送を活用します。やむを得ず実施する場合には、換気を行い、できるだけ間隔をとります。

(3) 授業について

- 教室では、机の間にできるだけ距離をとって学習を進めます。
- ペア活動やグループ活動は、感染症対策を行った上で実施します。
- 児童が発声する際も、マスクをつけたままとします。
- 音楽の授業等で歌う際には、間隔を開け、人がいる方向に口が向かないように工夫します。
- 理科や家庭科等、共用の教具等を用いることが多い教科については、授業前後の手洗いを徹底します。
- 体育では、できるだけ外で授業を行い、適切な距離をとって集合・整列したり、距離を保って行うことができる運動を取り入れたりして、密集・密接を避けます。

(4) 給食について

- 給食前に、職員が配膳台を消毒します。
- 1年生の配膳は、当分の間教員が行います。
- 給食当番は、白衣とビニール手袋を着用して配膳します。
- 食事の際は、グループ隊形にせず、正面を向いて食べます。

(5) 清掃について

- 児童生徒が行う清掃は、窓を開け、マスクを着用し行います。ただし、熱中症の可能性が高いと判断される場合は、マスクを外して行います。
- 清掃前後の手洗いを徹底します

(6) 休み時間の過ごし方について

- 体育館では、大休みや昼休みの使用割当を守り、適切な距離をとって遊びます。

(7) 学校行事について

- それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して、実施する行事を検討します。
- 学校行事の実施にあたっては、開催時期、場所や時間、方法等について十分配慮し、来校者の手指消毒や手洗い、マスク着用等の感染症対策を徹底します。

3 児童の心のケアについて

- 児童の心身の状況把握に努め、スクールカウンセラー等との連携を図り、心のケアに気を配ります。

4 感染者や濃厚接触者等に対する偏見や差別について

- 発達段階に応じて、新型コロナウイルスに関する正しい知識を児童に伝えるとともに、誰もが感染者や濃厚接触者になり得ることを知らせます。
- 感染者や濃厚接触者はもちろん、誰に対しても言われない偏見や差別、いじめは決して許されないことを知らせ、自他共に大切にできる人権教育を推進します。

5 学校において感染者または濃厚接触者が発生した場合の対応

(1) 児童や教職員等が感染者として認められた場合

- 感染した児童は欠席ではなく、「出席停止」とします。
- 学校の臨時休業、学年・学級閉鎖等の必要性およびその期間は、保健所と相談の結果、福井市教育委員会が判断します。

(2) 児童や教職員が濃厚接触者と認められた場合

- 濃厚接触者になった児童は、保健所が指示する期間「出席停止」とします。

(3) 学校内において感染者や濃厚接触者が発生しても、個人情報保護の観点から、感染者の特定につながるような学年や氏名、性別等の情報はお知らせできません。

6 その他

- その他の場面でも、「学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（福井市教委 R3.12.10 改訂）」に留意し、感染症防止策をとっていきます。
- 本対策は、今後、国や県、市のガイドライン等の改正やその時々状況に合わせて変更していく場合があります。
- お子様の体調に変化が生じた場合は、迷わず医療機関や受診・相談センター(0776-20-0795)にご相談ください。